

## &lt;報道発表資料&gt;

カテゴリー:お知らせ

令和 5年 2月24日

**株式会社シタラ興産の廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧を行います**

株式会社シタラ興産から一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請書と周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書が提出されました。そこで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項及び第15条第4項の規定により、この申請書と調査結果書の縦覧を行います。

なお、この廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

**1 事業概要**

- (1) 申請者 株式会社シタラ興産
- (2) 申請地 深谷市上野台字松原1450番15、同番16及び同番17
- (3) 施設の種類 一般廃棄物処理施設：ごみ処理施設（焼却施設）  
産業廃棄物処理施設：焼却施設
- (4) 施設の能力 230.00t/日（24時間）
- (5) 処理品目
  - ア 一般廃棄物  
家庭系及び事業系一般廃棄物
  - イ 特別管理一般廃棄物  
感染性一般廃棄物
  - ウ 産業廃棄物  
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず
  - エ 特別管理産業廃棄物  
廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物

## **2 縦覧期間及び時間**

令和5年3月1日（水）から令和5年3月31日（金）まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。  
午前9時から午後4時30分まで

## **3 縦覧場所**

埼玉県環境部資源循環推進課

（さいたま市浦和区高砂 3-15-1）

埼玉県環境部産業廃棄物指導課

（さいたま市浦和区高砂 3-15-1）

埼玉県北部環境管理事務所

（熊谷市末広 3-9-1）

深谷市環境課（深谷市役所）

（深谷市仲町 11-1）

熊谷市環境政策課（江南庁舎）

（熊谷市江南中央 1-1）

熊谷市役所本庁舎情報公開コーナー

（熊谷市宮町 2-47-1）

熊谷市大里行政センター地域振興係（大里庁舎）

（熊谷市中曾根 654-1）

熊谷市妻沼行政センター地域振興係（妻沼庁舎）

（熊谷市弥藤吾 2450）

熊谷市三尻公民館

（熊谷市三ヶ尻 2868-1）

## **4 意見書**

（1）利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地から、意見書を提出するこ

とができます。

(2) 意見書を提出できる期間

令和5年3月1日(水)から令和5年4月14日(金)まで

(3) 意見書の提出先、提出期限

ア 使用する言語 日本語

イ 提出方法 持参又は郵送

ウ 提出先 〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1

埼玉県北部環境管理事務所(廃棄物・残土対策担当)

エ 提出期限

持参の場合は、(2)の提出期間の最終日(4月14日)の午後5時15分までに、ウの事務所に提出してください。

郵送の場合は、提出期間の最終日の消印まで有効とします。

## 5 問合せ先

(1) 一般廃棄物処理施設に係るお問合せ

環境部 資源循環推進課 企画調整・一般廃棄物担当 中山、萩原

直通 048-830-3106

代表 048-824-2111(内線3106)

E-mail a3100-05@pref.saitama.lg.jp

(2) 産業廃棄物処理施設に係るお問合せ

環境部 産業廃棄物指導課 審査担当 田中、永吉

直通 048-830-3121

代表 048-824-2111(内線3121)

E-mail a3120-04@pref.saitama.lg.jp